

第26回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日時

平成18年6月8日(木) 13時30分～14時30分

2 場所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委員) 栗林会長、桐村委員、田中委員、田辺委員

(防衛庁) 伊藤人事第1課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議事

(1) 開会の辞

- 栗林会長 只今より「第26回自衛隊員倫理審査会」を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集いただき、誠にありがとうございます。

(2) 第25回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 栗林会長 それでは本日の議事に入りたいと思います。1番目は「第25回自衛隊員倫理審査会議事録」について説明いただきまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第1課から説明をお願いします。
- 人事第1課長 御紹介の第25回自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、最初に「開会の辞」、「第24回倫理審査会の議事録」、「自衛隊員倫理週間の実施結果について」、「平成17年度第3四半期の贈与等報告書の審査」、最後は「議題等の議決」でございます。
- 栗林会長 ありがとうございます。それではここで、「第25回倫理審査会議事録」について審議いたします。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 栗林会長 それでは、議事録につきましては、他に特段のご意見もないようですので、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと考えています。

(3) 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正について

- 栗林会長 2番目は、「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正について」であります。
改正の内容について、人事第1課から説明をお願いします。
- 人事第1課長 「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正について」ご説明させていただきます。
平成18年5月31日公布されました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い、防衛参事官等俸給表が廃止になったため、同法を引用している自衛隊員倫理法についても、所要の改正を実施いたしました。細部につきましては、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

- 服務企画室長 それでは、お手元の「防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正について」の資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

最初に今回の改正の趣旨でございますが、防衛庁の職員の給与等に関する法律の改正に伴い、防衛参事官等俸給表が廃止になったため、同法を引用している自衛隊員倫理法についても、所要の改正を行ったものでございます。本改正につきましては、平成15年5月31日に公布されております。

次に防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正の内容でございますが、他省庁職員と平仄のとれた給与制度の実現及び勤務実態に応じた適切な処置を確保するため、内部部局の防衛庁部員に対して、防衛参事官等俸給表に替えて、一般職の俸給表の行政職(一)俸給表を適用するものでございます。

この防衛庁部員に防衛参事官等俸給表が適用されていた経緯についてでございますが、まず、自衛官は、24時間勤務であり超過勤務という考え方が無く、超過勤務見合いを盛り込んだ自衛官俸給表が適用されております。内局で勤務する部員についても、自衛隊と一体となり職務を遂行するという趣旨から自衛官と同様に超過勤務という考え方が無く、超過勤務見合いを盛り込んだ俸給表でございました。しかしながら、防衛庁が発足して50年経過いたしまして、内部部局の業務や規模も拡大しており、また他省庁との交流も多くなってきたということで、新たな業務の実態に応じた給与制度の確立が必要ではないかという議論がございました。そこで、今回一般職と同様の行政職(一)俸給表を適用し、防衛参事官等俸給表を廃止したものでございます。

次に自衛隊員倫理法の関連でございますが、改正前の自衛隊員倫理法第2条は、贈与等報告の対象者となる「部員級以上の自衛隊員」の定義として「防衛参事官等俸給表の適用を受ける自衛隊員」という規定がございましたが、改正後は、防衛参事官等俸給表の適用者は、行政職(一)俸給表が適用されることとなったため、贈与等報告の対象者については、一般職と同様、行政職(一)5級以上の防衛庁部員を対象とするよう所要の改正を実施したものです。

具体的には、改正前の防衛参事官等俸給表は1級から6級までございましたが、今回の給与法の改正で、防衛参事官等俸給表に相当する部分は、行政職(一)3級から10級までになりました。そのうち、贈与等報告の対象者は、一般職と同様に行政職(一)5級以上に改正したものです。説明は以上でございます。

- 栗林会長 ありがとうございます。質問等がありましたらお願いします。
- 委員 参考までに、部員及び書記官の職責等について教えてください。
- 服務企画室長 書記官と申しますのは基本的には課長級でありまして、部員というのは、一般的には課長補佐級でございます。今後、部員の俸給表は一般職の行政職(一)が適用されるのですが、部員という肩書き自体は今後も維持されます。また、他省庁の課長補佐と防衛庁部員との基本的な違いと申しますのは、他省庁では基本的に係長がいて係がいるというラインであります。防衛庁の部員はより機動的に運用できるように権限も集中し、ラインというよりは、スタッフ制という趣旨であります。このような仕組みを残しつつ、俸給表については、一般職と同様のものを適用するという改正でございます。
- 委員 部員、書記官及び参事官は、改正後のそれぞれ何級に該当するのか教えてください。
- 人事第1課長 まず、防衛参事官は、防衛庁設置法第9条により、「長官の命を受け、防衛庁の所掌事務に関する基本的方針の策定について長官を補佐する。」と規定されてまして、現在定数は10

最初は、賞金の贈与でございます。

1番から3番は、部内の私的サークル誌が発行する機関誌に懸賞論文を応募したものが優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

4番から90番は、部内サークルが発行する機関誌への原稿執筆、
91番から98番は、財団法人が発行する機関誌等への原稿執筆、
99番から108番は、新聞社、通信社が発行する新聞等への原稿執筆、
109番から123番は、出版社等が発行する雑誌等への原稿執筆、
124番から135番は、その他公的機関等への原稿執筆です。

著述による印税について、ご説明いたします。

136番と137番は、出版社から出版された書籍の印税です。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

138番と139番は、財団法人からの依頼による講演、
140番と141番は、防衛庁が所管する法人からの依頼による講演、
142番から144番は、大学等からの依頼による講演、
145番から147番は、公的機関からの依頼による講演、
148番から160番は、病院、製薬会社からの依頼による講演、
161番から164番は、ボランティア団体からの依頼による講演、
165番から193番は、企業等その他の団体からの依頼による講演です。

講義等に対する謝礼について、ご説明いたします。

194番から198番は、財団法人等からの依頼による講義です。

会合等への出席に対する謝礼について、ご説明いたします。

199番から206番は、財団法人等からの依頼による会合等への出席です。

テレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

207番から210番は、テレビ会社等からの依頼によるテレビ出演です。

新聞等へのコメントに対する謝礼について、ご説明いたします。

211番は、新聞社からの依頼による新聞等へのコメントです。

最後に、倫理法が対象とする贈与等報告ではないのですが、参考として報告させていただきます。内容といたしましては、財団法人が実施する外国人を対象とした研究助成対象者の選考、中学生・高校生を対象とした楽器コンテストの審査員及び英語検定の面接委員に対する謝礼です。

平成17年度第4四半期の贈与等報告書の説明は、以上でございます。

- 栗林会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願

たします。

○ 委員 総括表の番号と贈与等報告の番号が総数は合っていますが、途中番号が違っているようですので、修正をお願いいたします。

○ 栗林会長 最後の3件は、基本的には倫理規程上の規制の対象とはならないけれども、参考として提出しているということでよろしいですね。

○ 栗林会長 それでは、贈与等報告書の審査は以上とします。

引き続きまして、「平成17年株取引等報告書」「平成17年所得等報告書」の審査を行います。これは、倫理法第7条及び第8条の規定に基づいて、本庁審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものであります。

それでは、人事第一課から説明をお願いします。

○ 服務企画室長 まず、株取引等報告書についてご説明させていただきます。本報告書は、本庁審議官級以上の自衛隊員が、前年において行った株券等の取得又は譲渡について報告書が提出されたものですが、平成17年分は6件でございました。この6件につきましては、自衛隊員倫理規程第3条第1項第5号で禁止行為となっております「利害関係者からの未公開株式の譲り受け」に該当するものはございませんでした。

細部につきまして、平成17年株取引報告書総括表により、ご説明させていただきます。

1番につきましては、昨年も同様に報告がございましたが、この方の職務は、教官でありますから、契約業務等を実施している者には該当せず、企業との関係はございません。過去も防衛産業との契約関係等の職務に就いたことはなく、純粋に趣味等の観点から株取引を実施していると思われるため、特に問題はないと考えております。また、当然のことながら勤務時間中に、職場のパソコンを使用して取引を行っていた場合は問題があるのですが、事実関係を調べたところ、そのような事実もなく問題はないと考えております。報告は以上でございます。

○ 栗林会長 ありがとうございます。それでは、株取引等報告書について、ご質問、ご意見を頂きたいと思えます。

○ 栗林会長 この中で利害関係のある業者の株を取得している人はいるのでしょうか。

○ 服務企画室長 倫理規程上は、利害関係者から未公開株式を譲り受けてはならないと規定されておりまして、未公開株の取得につきましては1件ございますが、新株予約券証券を一般公募で取得しており、いずれにしても、利害関係には該当しないため、問題はないと考えております。

○ 栗林会長 ご質問、ご意見等がなければ、株取引等報告書の審査は以上とします。

次に所得等報告書について、説明をお願いいたします。

○ 服務企画室長 所得等報告書についてご説明させていただきます。本報告書は、前年1年間を通じて本庁審議官級以上の自衛隊員であったものが報告書を提出することとなり、平成17年分は101名が対象となっております。

細部につきまして、平成17年所得等報告書総括表により、ご説明させていただきます。

今回提出されました所得等報告書は、給与所得の金額欄については、記入を省略して差し支えないと平成17年4月に改正されおりますので、国からの給与所得のみの者については、総括表への記載を省略させていただきました。

次に雑所得には、主として著述、講演に対する報酬等であり、平成17年つまり平成16年度4四半期から平成17年度の3四半期の贈与等報告書と全て一致しております。

また、著述、講演に対する報酬等以外につきましては、19番が、定年が65歳ということで、年金が記載されております。

- 栗林会長 ありがとうございます。それでは、ご質問、ご意見をいただきたいと思ひます。
- 委員 総括表から1件記載が漏れておりますので、修正をお願いいたします。
- 服務企画室長 修正させていただきます。
- 委員 所得等報告書の仕切紙が前後しておりますので、さしかえをお願いいたします。
- 服務企画室長 一部所得等報告書の仕切紙が前後しておりましたので、さしかえいたします。
- 栗林会長 他にご意見がなければ、株取引等報告書の審査は以上とします。

(5) 自衛隊員倫理教本について

- 栗林会長 続きまして、自衛隊員倫理教本の改訂についてです。それでは、説明をお願いします。
- 人事第1課長 自衛隊員倫理教本の改訂についてご説明させていただきます。

自衛隊員倫理教本は、自衛隊員倫理法又は倫理規程の適切な運用を図ることを目的として配布しておりますが、現在配布している「平成17年度改訂版」は、平成17年3月の倫理規程の改正を踏まえ、平成17年11月に改訂版が作成され、各機関に電子データとして配布しております。今回作成した「平成18年度改訂版」は、隊員がより具体的に倫理法及び倫理規程を理解できるように「主要質疑応答集」を追加・充実する等の見直しを行い、改訂版を発行するものでございます。

次に主な改訂の内容でございますが、主要質疑応答集につきまして、平成17年3月の倫理規程の改正を反映し、また倫理ホットライン等で質問のあった事項等を追加しております。

最後に配布要領ですが、3,000部を印刷し、各機関等へ配布し、陸・海・空各自衛隊においては更に増刷し、中隊クラスまで配布いたします。また、部員級以上の隊員及び現在のポストにおいて、事業者等と職務上関係のある業務を行っている隊員及びその職務上関係のある上司等に電子データとして各機関等へ配布いたします。以上でございます。

- 栗林会長 それでは、倫理教本の改訂につきましてご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。
- 委員 飲食の届出に関してですが、利害関係者と共に飲食をする場合において、自分の飲食に要する費用が1万円を超える場合は届け出なければならないと規定されておりますが、自分が費用を負担していれば、1万円を超えたかどうか分かると思うのですが、利害関係者以外の第三者が飲食の費用を負担した場合は、どのように確認するのですか。
- 服務企画室長 第三者に対して、金額を確認するように指導しております。
- 栗林会長 特にご意見、ご質問等がありませんでしたら、これで終了いたします。

(6) 議題等の議決

- 栗林会長 それでは、本日審議されました「第25回自衛隊員倫理審査会議事録」、「平成17年度第4四半期の贈与等報告書」、「平成17年所得等報告書」、「平成17年株取引等報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きます。
- 栗林会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思ひます。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。